

「令和3年度広島県食品衛生監視指導計画（案）」に係る
県民意見募集（パブリックコメント）の内容とその対応について

1 要旨

食品衛生法に基づき毎年度定める「令和3年度広島県食品衛生監視指導計画（案）」について、県民の意見を募集したところ、1件の意見が寄せられたので、その内容と考え方について公表する。

2 意見の募集期間及び提出方法

募集期間：令和3年2月15日（月）から3月16日（火）

提出方法：郵送，ファックス，電子メール

3 意見の件数等

1件

4 意見の内容及び意見に対する県の考え方

番号	意見の内容	意見に対する県の考え方	該当ページ
1	<p>○第1 監視指導の実施内容 1年間立入目標件数</p> <p>対象要件の危険度の高い食品や乳児，高齢者等の喫食が多い食品が具体的に何を指すのかわかりづらい。離乳食や介護食であれば乳児，高齢者の喫食が多いのは理解できるが，乳児（1歳未満），高齢者が多く喫食している例として牛乳を示されることに違和感がある。また，牛乳が日配食品に分類されないことも疑問に感じる。</p> <p>さらに，レトルト食品の危害度が高いとされる理由がわからない。レトルト食品のほかに危害度が高い食品は何があるのか等とせず列挙すれば誤解がないと思う。</p>	<p>○監視指導の実施内容，目標件数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・牛乳については，幼児・学童期の喫食が多いため，保育所や学校の給食でも提供されることから，乳児，高齢者等の喫食が多い食品に位置付けていますが，ご意見のとおり，乳児，高齢者等という言葉からは結び付きにくいので，「乳児，高齢者等」を「乳幼児，高齢者等」に修正します。 ・牛乳を日配食品と分けている点については，牛乳は，製造にあたって満たすべき基準が日配食品として例示の食品（めん類，豆腐，納豆等）に比べ厳しく，高度な衛生管理が必要なためです。 ・レトルト食品は，ボツリヌス菌による食中毒が起きないように特別な加圧加熱殺菌が行われた食品です。ボツリヌス食中毒を発症すると非常に重篤になるため，確実な殺菌を行う必要があります。危害度が高い食品に設定しています。等としている点については，食品ごとではなく，製造工程や流通形態を踏まえて管轄の保健所において設定する必要がありますが，ご意見は今後の参考にさせていただきます。 	3
	<p>○令和元年度の広島県の野生鳥獣肉の利用量は55トンで全国でも6番目に多くなっている。また，厚生労働省の令和元年度全国生活衛生・食品衛生関係主管課長会議資料において，野生鳥獣肉の衛生管理に関して関係事業者の指導を徹底することが要請されていることを踏まえると，第5，4（2）食品別重点監視指導・検査項目に野生鳥獣肉を加えてはどうか。</p>	<p>○野生鳥獣肉を流通させるためには，食品衛生法に基づく食肉処理場の営業許可を受けた施設で処理を行う必要があります。管轄保健所が個別に定期的な立入検査を行うなど必要な指導を行っていますが，ご意見は今後の参考にさせていただきます。</p>	6